

医療法人社団八千代会行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることにより、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：柔軟な勤務体制にするため所定労働時間が1日5時間超及び週20時間以上の職員を対象に、年間5日を上限に時間単位の年次有給休暇制を導入し、年間で対象職員のうち5%以上の職員が利用する

<対策>

- ・令和7年4月～ 時間単位の年次有給休暇制度を導入し、その旨を周知する
- ・令和8年4月～ 毎年、年間の取得人数を算出する

目標2：計画期間内に、男性の育児休暇の取得人数を年間5名以上にする

<対策>

- ・令和7年4月～ 所属長に育児休業等の制度内容の説明を実施する
- ・令和7年4月～ 男性職員から出産の申出があった際、育児休業等の諸制度の内容を説明し、取得の意向確認を書面で交わす
- ・令和8年4月～ 毎年、年間の取得人数を算出する